

群馬県立県民健康科学大学後援会会則

(名 称)

第1条 本会は、群馬県立県民健康科学大学後援会と称し、事務所を群馬県立県民健康科学大学（以下「大学」という。）内に置く。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の連絡調整を図り、学生生活の向上に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の教育・研究活動の支援のための事業
- (2) 学生の福利厚生を増進するための事業
- (3) 会員相互の連絡・親睦を図るための事業
- (4) その他必要な事業

(会 員)

第4条 本会の会員は、在学生の保護者又は保証人とする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。役員は総会において選任し、任期は1年とする。ただし再任を妨げない。

(1) 会 長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理 事 原則として各学年4名とし、その中から会長1名、副会長1名、監事2名を選出する。

(4) 監 事 2名

2 会長は、本会を代表し会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長の職務を代理する。

4 理事は、会務を運営する。

5 監事は、本会の会計を監査する。

(顧 問)

第6条 本会に顧問と世話人を置くことができる。顧問と世話人は、大学教職員のなかから会長が委嘱し、会長の求めに応じて本会の運営に対し助言を行う。

(総会及び理事会)

第7条 総会は毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

2 理事会は、必要に応じ会長が召集し、総会の委任事項その他について審議する。

(会 費)

第8条 会費は、20,000円とし、入学時に納入するものとする。

2 会費のほかに寄付金その他の収入を会の運営に充てることができる。

3 既納の会費は返戻しない。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(雑 則)

第10条 本会に庶務及び会計の事務を処理するため事務職員を置くことができる。

附 則

1 この会則は、平成17年7月12日から施行する。

2 平成17年度入学生に係る第8条に規定する会費の納入については、会長が別に定める。

3 第9条に規定する会計年度は、初年度については施行の日から始まるものとする。

附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第5条第1項第3号の規定にかかわらず、平成20年度における理事の定数は16名、平成21年度における理事の定数は14名とする。

附 則

1 この会則は、平成23年4月1日から施行する。